

別表1 公益的機能別施業森林の区域一覧

区分	面積	森林の区域					施業の方法
		林班	小班	～	林班	小班	
伐期の延長を推進すべき森林の区域 (合併前の上越市)	2,001.69 ha	80	1				
		81		～	88		
		89	5	～	89	8	
		136		～	139		
		150	1				
		151		～	155		
		159		～	163		
		164	4	～	165		
		183		～	185	2	
		186		,	187		
215		～	218				
伐期の延長を推進すべき森林の区域 (安塚区)	205.58 ha	41					
		85		～	89		
伐期の延長を推進すべき森林の区域 (浦川原区)	505.39 ha	1		～	6		
		8					
		15		～	16		
伐期の延長を推進すべき森林の区域 (大島区)	1,501.88 ha	3					
		5	1				
		10	1	～	10	3	
		15		～	18		
		20	5		20	12	
		22		,	23		
		27					
		28	1	～	28	6	
		33		～	34	4	
		34	6	～	34	9	
		38			39		
		42					
		48					
		57	1				
		57	3	～	60		
		64		,	65		
		81		～	83		
87		,	88				
90							
95							
伐期の延長を推進すべき森林の区域 (牧区)	182.98 ha	20		～	21		
		55					
伐期の延長を推進すべき森林の区域 (柿崎区)		76	5				
		78	2	～	78	7	
		79	4	～	80	2	

水土保全林（水）

①標準伐期齢に10年を加えた林齢に達するまでは主伐を行わないこと
②伐採後の更新未完了の区域が連続して20haを超えないこと

別表1 公益的機能別施業森林の区域一覧

区分	面積	森林の区域					施業の方法	
		林班	小班	～	林班	小班		
水土保全林（水）	伐期の延長を推進すべき森林の区域 (柿崎区)	84		,	85		①標準伐期齢に10年を加えた林齢に達するまでは主伐を行わないこと ②伐採後の更新未完了の区域が連続して20haを超えないこと	
		87		～	105			
		107						
		1,051.09 ha						
	伐期の延長を推進すべき森林の区域 (吉川区)	428.46 ha	4	1				
			4	3				
			4	6				
			9	1				
			9	3				
			10	1	,	10		2
			11	1	,	11		2
			12		～	14		2
14			7	,	14	8		
16			3					
17			4					
22	8							
伐期の延長を推進すべき森林の区域 (中郷区)	481.76 ha	6	9	～	6	12		
		9		～	12	9		
		13		,	14			
		16						
		17	1	～	17	4		
		18	7	～	18	12		
		20	4	～	20	7		
		21	4					
22								
伐期の延長を推進すべき森林の区域 (板倉区)	35.01 ha	38	5	～	38	7		
伐期の延長を推進すべき森林の区域 (清里区)	139.08 ha	7	4					
		9	3	,	9	4		
		10	1	,	10	2		
		11						
伐期の延長を推進すべき森林の区域 (三和区)	31.24 ha	20	6					
		20	8					
		22	1	～	22	5		
伐期の延長を推進すべき森林の区域 (名立区)	2,841.34 ha	15		～	16	1		
		17	4	,	17	5		
		18		～	65			
合計	9,405.50 ha							

別表1 公益的機能別施業森林の区域一覧

区分	面積	森林の区域					施業の方法
		林班	小班	～	林班	小班	
長伐期施業を推進すべき森林の区域 (大島区)	2,114.35 ha	37					①標準伐期齢の2倍に0.8を乗じた林齢に達しない森林で主伐を行わないこと ②伐採後の更新未完了の区域が連続して20haを超えないこと
		40					
		47					
		52		～	56		
		57	2				
		61		～	63		
		66		～	69		
		73	3	～	74		
		89					
		94					
		96	4	～	97		
長伐期施業を推進すべき森林の区域 (牧区)	2,509.43 ha	1		～	10		
		12					
		14					
		16		～	19		
		22		～	37		
		39		～	54		
長伐期施業を推進すべき森林の区域 (柿崎区)	2,829.49 ha	11					
		13					
		14		～	16		
		16					
		18		～	20		
		22					
		28		～	30		
		31	1	～	31	4	
		42		～	64		
		67		～	76	4	
		77		～	78	1	
		81	3				
		82	1				
		86					
106							
108		～	115				
長伐期施業を推進すべき森林の区域 (頸城区)	410.47 ha	1		～	2		
		3		～	6		
		8		～	10		
		17					
長伐期施業を推進すべき森林の区域 (吉川区)		2	1	～	2	3	
		4	2				
		4	8				
		5		～	8		

別表1 公益的機能別施業森林の区域一覧

区分	面積	森林の区域					施業の方法
		林班	小班	～	林班	小班	
水土保全林 (土)	長伐期施業を推進すべき森林の区域 (吉川区)	9	2				①標準伐期齢の2倍に0.8を乗じた林齢に達しない森林で主伐を行わないこと ②伐採後の更新未完了の区域が連続して20haを超えないこと
		11	6				
		14	3	～	14	6	
		14	9				
		15					
		16	1	,	16	2	
		16	4	～	16	6	
		17		,	18		
		20		～	22	7	
		23		～	27		
		36	4	,	36	5	
		37	5	～	37	9	
		38	2				
		39		,	40		
		47		～	52		
		54	1				
		55		～	57		
		58	1	,	58	2	
		59		～	69		
		70	2	,	70	3	
71	5						
72		,	73				
76	1						
77							
79		～	86				
	3,024.75 ha						
水土保全林 (土)	長伐期施業を推進すべき森林の区域 (中郷区)	8					
		32	1	～	32	3	
		32	7	～	32	9	
		33					
		34	10	～	34	14	
	155.82 ha						
水土保全林 (土)	長伐期施業を推進すべき森林の区域 (板倉区)	1		～	5		
		7					
		9	6	～	9	15	
		12		,	13		
		16		,	17		
		18	9				
		26	5				
		27					
		29		～	31		
		33					
		35		,	36		
		37	1	～	37	6	
		38	1	～	38	4	
		38	8	,	38	9	
41	1	,	41	2			
42	7						
42	9						
	1,542.32 ha						

別表1 公益的機能別施業森林の区域一覧

区分	面積	森林の区域					施業の方法
		林班	小班	～	林班	小班	
水土保全林 (土)	長伐期施業を推進すべき森林の区域 (清里区)	3		,	4		①標準伐期齢の2倍に0.8を乗じた林齢に達しない森林で主伐を行わないこと ②伐採後の更新未完了の区域が連続して20haを超えないこと
		9	1	,	9	2	
		10	3	,	10	4	
		12					
		13	3				
		16	1	～	16	3	
		19					
		21					
		23	5	～	24		
		25	1	,	25	2	
		26	5	～	26	8	
		28	2	,	28	3	
		30		,	31	10	
		33		～	36		
		37	4	～	37	7	
	697.55 ha						
水土保全林 (土)	長伐期施業を推進すべき森林の区域 (三和区)	2					
		10		～	19		
		20	1	～	20	5	
		20	7				
		21					
		22	6	～	22	11	
23		～	27				
	768.45 ha						
水土保全林 (土)	長伐期施業を推進すべき森林の区域 (名立区)	2	2	～	2	10	
		3					
		14					
		16	2	,	16	3	
		17	1	～	17	3	
		66		～	70		
85		～	91				
	1,156.66 ha						
合計	23,659.13 ha						

別表1 公益的機能別施業森林の区域一覧

区分	面積	森林の区域					施業の方法	
		林班	小班	～	林班	小班		
人との共生林（快適環境形成機能）	部分的皆伐による複層林施業を推進すべき森林の区域 (合併前の上越市)	36.68	1					①標準伐期齢における立木材積の1/2以上の材積を常に維持すること ②伐採率が70%以下であること
		5	8					
	部分的皆伐による複層林施業を推進すべき森林の区域 (柿崎区)	9.33	35					
	部分的皆伐による複層林施業を推進すべき森林の区域 (大潟区)	66.74	1	1	,	1	2	
			2	1				
			2	9	,	2	10	
			3	4				
			5	1	,	5	2	
			5	16				
			5	18				
			6	1	,	6	2	
			6	7				
7			1	,	7	2		
7	9							
部分的皆伐による複層林施業を推進すべき森林の区域 (板倉区)	41.92	9	1	～	9	5		
合計	154.67							

別表1 公益的機能別施業森林の区域一覧

区分	面積	森林の区域					施業の方法		
		林班	小班	～	林班	小班			
人との共生林（保健・レクリエーション機能）	部分的皆伐による複層林施業を推進すべき森林の区域 （合併前の上越市）	200.74 ha	5	1	～	5	7	①標準伐期齢における立木材積の1/2以上の材積を常に維持すること ②伐採率が70%以下であること	
			22		～	24			
			89	1	～	89	4		
			90						
	部分的皆伐による複層林施業を推進すべき森林の区域 （柿崎区）	215.31 ha		17					
				31	6				
				32					
				65		,	66		
				80	3	,	80		4
				81	1	,	81		2
	部分的皆伐による複層林施業を推進すべき森林の区域 （大潟区）	4.80 ha		7	6	,	7		7
	部分的皆伐による複層林施業を推進すべき森林の区域 （名立区）	8.77 ha		2	3	,	2		4
合計	429.62 ha								

別表1 公益的機能別施業森林の区域一覧

区分	面積	森林の区域					施業の方法	
		林班	小班	～	林班	小班		
郷土遺産林	択伐による複層林施業 (合併前の上越市)	9		～	11		①標準伐期齢における立木材積の7/10以上の材積を常に維持すること 【伐採後の更新を天然更新による場合】 ・伐採率が30%以下であること 【伐採後の更新を人工造林による場合】 ・伐採率が40%以下であること	
		13						
		120						
		127			,	128		
		131						
		140			～	144		
		146			～	149		
		150	2					
		156						
		201						
		203	11	～	203	17		
		223						
		224	1					
		225	2	～	228			
		238						
	1,053.37 ha							
択伐による複層林施業 (安塚区)	52.51 ha	21						
択伐による複層林施業 (大瀧区)	23.25 ha	5	14	～	5	16		
		5	19					
		6	7	～	6	9		
		7	5	,	7	6		
択伐による複層林施業 (頸城区)	116.94 ha	14						
		16	3	～	16	5		
		16	7	～	16	18		
択伐による複層林施業 (中郷区)	3.23 ha	29	1					
択伐による複層林施業 (板倉区)	42.29 ha	6						
合計	1,291.59 ha							